

# 【アルペンローゼ】会則

第1章	総則
第1条	本会は「アルペンローゼ」と称し、事務所を代表宅に置く。
第2条	本会は、広く自然に親しみ、山を通じて会員相互の親睦、並びに人間的向上を図る事を最上の目的とする。
第2章	役員
第3条	本会は、次の役員を置く。 代表 副代表 チーフリーダー リーダー 各係
第4条	本会の役員の任期は1ヵ年「12月～11月」とし、総会にて代表を選出し、他の役員は代表が任命する。但し留任（連続は5期迄）は妨げない。
第5条	代表、副代表、チーフリーダーを三役と称する。三役、リーダーを合わせてリーダー会と称する。
第3章	会員
第6条	本会に、入会希望者は、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し入会金、会費及び、遭難対策費を添えて申し込む。
第7条	本会会員は、無届けにて集会6ヶ月以上欠席、及び会費6ヶ月以上滞納の場合会員としての資格をリーダー会に図り消滅する。
第8条	本会会員は他の山岳会との二重加盟を原則的に禁止する。
第9条	本会会員は、本会の会則、並びに方針に従う義務がある。 第6条～第9条に反したる者、及び本会の風紀等乱したる者は、除名処分とする。
第10条	本会を退会する時は、文書にて代表に届け出る。
第4章	運営
第11条	リーダー会及び、役員会を毎月1回以上開き、会の運営に必要な事項を審議する。
第12条	本会は、原則として毎月1回定例集会を開く。
第13条	本会は、原則として毎年12月に総会を開く。
第14条	総会の決議は、出席者の過半数を必要とする。
第15条	本会則の改正は、リーダー会に提起し、総会にて審議後、決議する。
第5章	会計
第16条	本会会員は、会則規定で定めるとおり、会費及び、遭難対策費を必ず納入する。
第17条	会費は、会場借用費、会報の発行、通信費、備品の購入等、その他会を維持する為に必要なものに使用する。
第6章	山行

- 第 18 条 ①本会の山行は、ハイキング・無雪期の尾根歩きを主体とする。本格的アルパインクライミングや上級な沢登り、厳冬期・積雪期の上級の山行は行わない。但し、上記に該当しない山行については、リーダー会の承認を得て行うことができる。
- ②本会の山行は、見学を目的とした、会員以外の参加を認める。
- 第 19 条 会山行は、「定例」「準定例」山行を毎月各 1 回行い、その他「定例」「準定例」山行と日程が重ならない範囲で「募集山行」「合宿山行」を行う。
- 上記山行は、リーダー会（又は石楠花会）にて計画検討を受け、承認を得るものとする。但し三役が特別に認めた場合には「定例」「準定例」山行開催時に、「募集山行」を認める。
- 第 20 条 本会の山行以外の山行を「個人山行」といい、自己責任で行う。個人山行の実施にあたっては、本会へ個人山行届を提出し、登山届の緊急連絡先に本会を追加すること。本会に個人山行届を提出した山行については、事故が発生した際の親族等の主体的な行動に対して、出来る限り補助する。
- 第 21 条 会山行としての単独山行は原則として禁止する。
- 第 22 条 会山行中は、リーダー又はサブリーダーの指示に従い、自分勝手な行動は厳禁する。
- 第 23 条 会山行開催時の山行リーダーは山行参加者を事前に残留責任者に連絡し、山行終了時は下山後速やかに残留責任者に下山報告を行う。
- 第 24 条 山行リーダー又は同行者は山行開催翌月の集会にて報告すると共に次月のニュースに山行報告を掲載し、記録係にその記録を提出する。

## 第 7 章 装 具

- 第 25 条 会員は、以下の規定を遵守することを前提に、会の装備を借用することができる。
- ①借用順位は、会山行、個人山行の順とする。
- ②借用希望者は事前に（装備係が調達可能な日までに）装備係に申し込む。
- ③装備は、山行終了後手入れをした上で速やかに返却する。また事前に装備係に返却日を連絡する。
- ④装備を引き続き借用する場合は、必ず保管者、使用山行日を装備係に連絡する。
- ⑤その修繕費は、会で負担するが、状況によっては修理の実費を請求する場合もある。また装備が破損した場合は速やかに装備係に報告する。

## 第 8 章 遭難対策

- 第 26 条 本会は遭難防止に全力をあげ、絶対に事故を起こさないように努力する。
- 第 27 条 事故発生の場合、出来る限り対処する。
- ①山行中における事故・遭難に対しての必要経費は、原則として事故・遭難当事者の負担とする。
- ②会として事故処理に関わる諸経費（交通費、通信費、関係機関へのお礼等）は、会の遭難対策費から支給する。また遭難対策費により、事故・遭難当事者へ一

時的な貸し付けを行うことも可能とする。但しその運用については三役、リーダー会等で検討を必要とする。

## 第 9 章 会 報

第 28 条 本会の会報は、「石楠花」及び「アルペンニュース」と称する。「石楠花」は年一回発行する。「アルペンニュース」は原則として毎月発行する。ニュースは集会時に配付し、集会欠席者には郵送経費を当該会員負担により送付する。郵送経費は毎年度決められた額をニュース発送責任者へ現金または郵便振込により速やかに納付する事。（会友に関しては会友費から充当する為この限りではない）なおニュース発送費を無断で 6 ヶ月以上滞納した者は、ニュース発送を中止する事もある。

## 第 10 章 会 友

第 29 条 【資 格】原則として、会在籍 5 年以上あり、仕事その他の事情により、会活動が出来なくなった者で、かつ三役に承認された者とする。

### 【条 件】

- ①会費は免除するが、会友費（通信費を含む）を納める。
- ②会友は、会活動に参加出来る。
- ③《議決権》会活動に於ける議決権はない。
- ④《資格の喪失》会友費を 1 カ年無断で納金しない場合、会友としての意思を無くしたもとして会友の資格を失う。
- ⑤《会員への復帰》希望があれば、会員として復帰を認める。但しリーダー会の承認を必要とする。

## 第 11 章 交通事故

第 30 条 山行時の交通事故等について

- ①運転手及び搭乗者の補償は、任意保険の範囲で納める事とし、運転者、及び車保有者にそれ以上の負担を強いる事はしない。
- ②対人、及び対物補償は、強制保険及び任意保険の範囲で納め、会員に負担を強いる事はしない。
- ③会山行中の車両トラブルに関しては会計一般口より支払い、実費を超えない範囲で相応額を支払うとする。その場合の支払額は事情を考慮の上、会三役に協議しリーダー会の承認を得るものとする。

## 第 12 章 山岳保険

第 31 条 ①会において山岳保険の加入は、個人の任意である。事故発生時には第 8 章 27 条に準じる。  
②保険加入者は速やかに、その保険会社、内容等を保険担当者に通知する。  
③保険未加入者は、参加条件によっては山行に参加できない事もある。

## 第 13 章 補 則

第 32 条 当会を運営するに当たり、運営環境・経済状況・係の変更等により、随時変更が必要な事項及び明確にすべき事項は、会則規定に示す。

第 33 条 会則規定の改正は、リーダー会に提起し、総会にて審議後、決議する。

**【履歴】**

制定：—

改定：平成 3 年 11 月 24 日、同 6 年 7 月 19 日、同 6 年 12 月 4 日、同 10 年 1 月 14 日、  
同 15 年 2 月 5 日、同 18 年 2 月 9 日、同 23 年 11 月 27 日、

2017 年 12 月第 23 条改定

2019 年 12 月第 16 条改定

2022 年 12 月 4 日第 19 条・第 20 条・第 23 条・第 27 条・第 28 条改定

## 【アルペンローゼ】会費等費用関連規程

本規程は、【アルペンローゼ】会則第 13 章「補則」において、規定されたものであり、会則の下位文書とし、その改正は、第 1 章は総会、第 2 章はリーダー会の過半数をもって行う。

### 第 1 章 各費用

第 1 条 「入会費」を 1,000 円と定める。

第 2 条 「会費」を年額 3,600 円と定める。

\* 名誉会員は年額を 1,800 円と定める。

第 3 条 「夫婦会員・会費」を年額 5,400 円と定める。

第 4 条 「会友費」を年額 1,800 円と定める。

(第 2 条～第 4 条、補足)

①夫婦の内 1 人会員、1 人会友 年額 3,600 円

②夫婦共に会友 年額 1,800 円

第 5 条 「遭難対策費」を月額 100 円と定める。(但し 2006 年 12 月以降、徴収を中止する。)

### 第 2 章 各費用の徴収について

第 6 条 アルペンニュースを紙面での配付を希望する場合は、会費とは別に「印刷費」年額 3,600 円を徴収する。さらに、会友はニュース発送費 2,400 円を徴収する。

第 7 条 各費用の納入は各係への手渡しを原則とするが、各係の承諾が得られれば、各費用の口座への振込みを行っても良い。

但し、振込みの際、その費用の内訳を事前に各係へ連絡すること。

第 8 条 「入会費」は入会時に会費 3 ヶ月以上と合わせて、入会時に会計係へ納める。

第 9 条 「会費」「夫婦会員・会費」「会友費」「遭難対策費」「印刷費」は原則として 1 年分を一括して納入することとし、前年の 12 月から当該年の 1 月に会計係へ納めることとする。

#### 【履歴】

制定：2005.12.04

改正：2006.12.03、2009.11.29、2011.11.27

2013.12.01 代表任期連続 5 年とする

2014.11.30 名誉会員制度

2017. 12. 16	会友費を変更
2019. 12. 01	会費・納入方法を変更
2020. 12. 01	改正要件を明記。年度内の精算ができるように修正
2021. 12. 01	附則第 1 条適用の延期
2022. 12. 04	会報の印刷有償化に伴う会費・会友費を変更